

第2回 総合教育会議 議事録

1 日時 平成27年10月29日(水) 午後1時30分から午後2時50分

2 場所 役場庁舎分館2階第1会議室

3 構成員

長南町

町長 平野貞夫

長南町教育委員会

教育長 小高憲二

教育長職務代理者 大森文子

教育委員 白井美喜夫

教育委員 中村尚子

教育委員 東條元樹

4 事務局等

教育委員会

学校教育課長 永野真仁

学校教育課主幹 浅生博之

生涯学習課長 石野弘

給食所長 中村義貞

開会

<浅生主幹>

ただ今から平成27年度第2回総合教育会議を開催いたします。はじめに町長より挨拶をお願いいたします。

町長あいさつ

<平野町長>

みなさん、こんにちは。

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本会議は、新教育委員会制度がスタートして2回目の総合教育会議となりますが、片岡前教育長が9月末をもって任期満了となり、10月からは小高教育長への新体制となりました。新体制後、初めての会議でございますので委員の皆様におかれましてはご協力の程お願い申し上げます。

本日の案件は、長南町教育大綱の策定と長南町いじめ防止等対策推進条例(案)についての2件ですが、それぞれ意見交換、ご協議をお願い申し上げます。本日はごくろうさまです。

<浅生主幹>

つづきまして、小高教育長より挨拶をお願いいたします。

<小高教育長>

あらためまして、小高です。よろしく願い申し上げます。

町の教育行政に関わる機会をいただき、責任の重さを感じているところです。微力ではございますが、私の経験が役に立てば幸いです。町長の意に沿った教育行政あるいは子供の将来に良かったなあとと言われるように出来ればと考えていますので、よろしく願い申し上げます。

<浅生主幹>

これより議事に入ります。進行につきましては、平野町長にお願いしたいと思います。

<平野町長>

それでは早速ですが、長南町教育大綱の策定について、事務局より説明願います。

<浅生主幹>

前回の会議で大綱の策定につきましては、第4次総合計画の教育に関わる部分を基に策定に当たり、今後1年をかけて最終的なものに仕上げていきたいとご提案申し上げました。なお、大きな改定につきましては4年か5年に一度見直しをする必要があると報告させていただきました。

大綱の説明の質疑の中で、大森委員から幼児教育は大変重要で、これが大綱に含まれていない事は大変残念であり、追加すべきとの意見をいただきました。同席の委員さんからも、やはり総合教育会議なのでオール長南町でなければならないのではとの意見もいただきました。これらの意見に基づきまして、幼児教育の項目を設けました。

まず、現状と課題では、人間形成のための第一歩であるため非常に重要とされています。本町の幼児教育機関としては、現在、公立の保育所が1か所、私立幼稚園が1か所整備され

ており、少子化の影響により入所者数は減少傾向にあります。保育所、幼稚園での遊びをと
おして、小学校以降の生活や学習の基盤となる「生きる力」の素地を培うためには一人一人
の幼児を理解し、幼児が遊びをとおして学ぶため環境整備、教師や保育士の資質向上が必要
です。

また、働く女性の増加で、日中保護者が不在であるなど、子育てをめぐる環境が変化して
いることから、女性の社会進出をサポートし、安心した子育て環境を整備するため、一時保
育、延長保育、保護者の傷病入院時の保育、0歳児保育を実施しています。27年4月には、
長南町子育て交流館が設置され、子育ての不安感を緩和すべく、子育てに関する相談や情報
提供、保護者同士、親子の交流の場として積極的な活用を図っていきます。という文面で、
その施策では、主要な計画事業としまして、長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画の推
進、放課後児童クラブの充実、0歳児保育の充実・保育時間の延長・保護者の傷病入院時の
保育・産休明け保育、保育施設の充実という5項目の事業計画を追加しました。

以上、前回の大綱案に追加させていただいた部分の説明は以上です。よろしくお願いいた
します。

<平野町長>

今日の意見交換が最終的なものになるのか。

<浅生主幹>

今日の会議において皆様からご了承いただければ、長南町教育の大綱とさせていただき
たいと考えています。

<平野町長>

それでは、本会議が最終調整の場ということでもありますので、追加部分を含め意見があれ
ばお願いしたい。

<平野町長>

幼児教育の中で、0歳児保育の実施とあるが、どういう意味なのか。

<浅生主幹>

現在、町の保育所では0歳児の受け入れを実施していることから記載させていただきました。
た。

<平野町長>

本来、幼児教育というのは0歳児から実施することとなっている。あえて施策として特記
する必要はないのではと考えるが、どうか。

<中村委員>

以前から実施されていることなので、あえて特記する必要がないと考えます。

<浅生主幹>

わかりました。

<平野町長>

総合計画に載っていない文言はあるか。

<浅生主幹>

先ほど説明しました幼児教育の充実は、総合計画にはなく、事務局で考えたものです。

<平野町長>

それでは、一つ一つ内容の確認をしていきたいと思います。まず、幼児教育の充実について何かございますか。

<白井委員>

町長が言っていた0歳児の保育の関係ですが、保育時間の延長、保護者の傷病入院時の保育、産休明け保育は、新たな事業なのか。それとも現在実施している事業で、更なる充実を図ることなのか。

<浅生主幹>

保護者の傷病入院時の保育は現在実施していません。それ以外は、実施しています。(産休明け保育は、生後6か月から受け入れを実施。保健福祉課へ後日確認済)

<平野町長>

幼児教育の充実を大綱に入れたが、要するに保育を通して教育も併せて行う(教育の一部を入れる)ということが良いか。保育と教育はそもそも違うと考える。例えば、子育て支援という大きなくくりの中では教育に入るが、これは教育施策の大綱であることから、どうなのかと思う。

<白井委員>

これからは年長保育などある程度小学校に上がるための準備的な教育が必要と考える。

<大森職務代理>

町長が教育との関連を感じていないと言うことは分かります。教育に関する文章が薄く関連性を感じられない。

<平野町長>

例えば、事業のねらいで「安心して子育てができる環境づくりにより、少子化対策に一助となる」とあるが、教育大綱とは少し違うのではないかと思う。

<大森職務代理>

内容が環境整備になっている。何か少し教育に関連する文言を加えたらどうか。

<平野町長>

保育でも教育を取り入れている。そこを強調する文言が必要と考える。検討してほしい。

<平野町長>

それでは学校教育の充実について、何かございますか。その前に確認したいが、この大綱は毎年策定するのか。

<浅生主幹>

首長の任期が4年であることに鑑み、概ね4～5年に一度策定することを想定しています。

<平野町長>

特にございませんか。次に教育の施策について何かございますか。

<平野町長>

よろしいですか。次に生涯学習の充実について何かございますか。

<平野町長>

よろしいですか。次に青少年の健全育成について何かございますか。

<平野町長>

野外活動事業の推進に具体的な事業を示してあるが、どのような効果をねらっているのかを記載すべきではないか。

<中村委員>

これは事業内容であって事業のねらいではないと思う。

<石野課長>

事業の効果を加えます。

<大森委員>

「青少年と地域社会の連携を強め」とあるが青少年指導センターとの連携もあるわけだから他の地域社会以外のものも入れた方が良いと思う。

<平野町長>

「地域社会の健全化」とはどのようなことなのか。

<石野課長>

地域社会との連帯やモラルなどの社会性を言っています。

<平野町長>

地域社会の健全化を図ることが健全な青少年を育成することになると思うので、表現を変えた方が良いと思う。

<石野課長>

地域社会の健全化により、「健全な青少年の育成を図る」を追記します。

<平野町長>

後はよろしいですか。次に体育・スポーツの振興について何かございますか。

<大森職務代理>

先ほどと同様、事業のねらいが記載されていない。

<平野町長>

全般的に事業のねらいの文言を再度見直した方が良い。

<平野町長>

よろしいですか。次に伝統文化の継承と振興について何かございますか。

<平野町長>

よろしいですか。それでは指摘のあった事項を訂正・追記し大綱を定めていきたいと思えます。整理したら委員さん方に配布し確認をいただきたい。そういう形でよろしいですか。

<平野町長>

それでは、次に「長南町いじめ防止等対策推進条例(案)について」説明願います。

<永野課長>

町や学校及び保護者のいじめ防止における責務を明記させていただいた。また、この中で対策連絡協議会やいじめ調査委員会組織の設置にも触れています。これについては、国・県から、いじめ防止対策の方針を定めるように指示がでていますが、あくまでも努力義務となっています。

いじめに関する重大報告はございませんが、やはり備えることは大切であると考えています。まずは発生防止に努めますが重大事態が発生した場合には初期対応の大切さは他県における事例で痛感しています。防止策としましては、いじめ防止に関する協議会の設置や各学校の方針が守られているか、現状を把握しているか、関係機関との連携を行っていききたいと考えます。

本日お示ししました条例(案)はあくまでもたたき台ではありますが、協議会・調査委員会の設置に関しては当該の町や学校関係者でない第三者にお願いをしますので、どうしても報償費が発生してしまいますので、いずれ設置条例の規定が必要になると考えています。

まずは本町における、いじめ防止対策の方針の策定の必要性、協議会・調査委員会の設置に関してご意見を頂ければと思います。また、方針の策定が必要となった場合、内容の細かい協議につきましては、定例教育委員会に付託していただければどうかと考えます。併せて意見を頂戴したいと存じます。説明は以上です。

<平野町長>

説明は終わりました。何かご意見ご質問はございますか。

<平野町長>

国のいじめ防止対策推進法、県のいじめ対策推進条例があるが、町も条例化が必要なのか。国・県の法令に基づいていじめ防止対策について処理できないのか。

<永野課長>

当然、国や県に準ずる形で構わないと思いますが、方針につきましては町が打ち出すべきだと考えます。この方針が守られているかというのを確認するためには協議会が必要であり、何かあった時には調査委員会が必要になってくると思われます。そうしますとこの協議会や調査会を設置するにあたり、条例化が必要であると考えます。

<平野町長>

この連絡協議会と問題調査委員会を設置するために条例を設置するということが念頭になるということか。

<永野課長>

この条例(案)ではなく、調査委員会設置条例というようなものでも構わないと考えますが、設置に当たってはどうしても必要と考えます。

<平野町長>

今は地方自治法の規定に基づいて附属機関を設置する場合には条例設置は義務付けられているが、ただ一般的な組織について今は附属機関という位置づけではなく、要綱等で設置して報酬ではなく報償で賄うことも多い。だからあえて組織の条例化は避けていきたいと思う。町のいじめ防止等対策のための条例化が必要であるということであればそれでも良いが、規定内容からして法律・県条例と全く同じような文言があるとすれば、あえてここで町の条例を設置しなくても良いかなと思う。いじめ対策の方針は必要と考える。

もう一つ思ったのは、いじめ問題対策連絡協議会は県の条例で設置しているのではないのか。末端市町村で設置しなければならないのか。

<永野課長>

必ず設置しなければならないものではありません。国や県が推し進めているのは、方針を立てなさいということです。

<平野町長>

県の方で組織の中に協議会設置規定が入っているのか。県と連携をすればある程度できるのかなと思っている。ただ、問題は問題調査委員会であり末端で設置していかなければならないと思う。これについては、先ほど言ったように要綱での設置を一つの方法としても良いと思う。何を言いたいかという、趣旨、いじめの禁止、町の責務、教職員・保護者の責務があるが、町民の役割だとか生徒の役割、行政の役割とかあるが、こういったものが町の条例できちんと整備しなくてはいけないものなのか、県の条例でクリアできるのかをもう一度検

証してもらいたい。

<永野課長>

はい。基本的に出さなくても大丈夫です。

<平野町長>

そうだとすれば付属機関の設置だけであればちょっと考え方を変えた方が良いかもしれない。

<永野課長>

はい、わかりました。

<平野町長>

確かに長南町いじめ防止対策等推進条例を制定することは、いかにも長南町が取り組んでいますよと内外に知らせることは非常に良いが、ただ現実問題として機能しなければ意味がないし、法令に規定されていないものを条例で規定するのなら良いと思う。その辺をもう一度確認してもらいたい。

<永野課長>

わかりました。

<平野町長>

これについては、先ほど定例教育委員会議で詰めていくとで良いか。

<永野課長>

方針の策定の必要性があれば教育委員会議の方で事務局のたたき台を協議いただければと考えています。

<平野町長>

方針は条例（案）で示している内容にある程度盛り込んでいるのか。

<永野課長>

方針の中に盛り込みます。

<平野町長>

そうすると、この条例を制定した場合、方針はいらなくなるのか。

<永野課長>

どちらにしても方針は必要です。条例の中に方針を定めるよう規定されています。

<平野町長>

方針は、法律や県条例で義務付けられていますよね。これに基づいて策定しなければならないということですね。

<平野町長>

県内で条例制定している市町村はあるのか。

<永野課長>

たくさんあります。郡内でも2町村が制定しています。山武市では方針を定め、その中に協議会と調査委員会を設けています。また、条例に基づき方針を策定しているところもあり、市町村によって様々です。多くの場合条例があつて方針があつて、付属機関がある形をとっています。

<平野町長>

付属機関は条例設置ではなく、方針の中に盛り込めば条例設置しなくても良いと言う事ですね。

<浅生主幹>

条例化は必要と考えます。方針の中に付属機関は条例により設置すると明記しています。例えば山武市は条例ではなく方針を策定し、その中にいじめ問題対策協議会を条例で設置しますという文言があり、実際に対策協議会は条例化されています。

<平野町長>

条例設置していない市町村はあるか。

<永野課長>

全く手を付けていないところは郡内でもあります。

<浅生主幹>

長生村、一宮町は条例と基本方針を定めています。

<平野町長>

あと調べてもらいたいのは、付属機関を条例設置していないところがあるかどうか。或いは県に確認してほしい。本町は要綱で設置したいと考えているが、条例で設置しなければいけないのかを確認してもらいたい。

<浅生主幹>

一宮町では、問題協議会という名称ではなく児童生徒育成委員会設置要綱というものがあり、これが問題協議会に代わるもので、委員構成は公務員関係となっていますので報酬・報償が出ないので要綱設置となっているようです。

<平野町長>

こういう組織は運用していくと必ず問題点が出てくる。条例で決めてしまうと一字一句を変えるのでも議会の議決が必要となる。実態がつかめない中で対応していくのであれば、少し融通のきくようにしていた方が良いと思い、要綱での設置を考えている。

<白井委員>

条例で制定すると融通がきかなくなると思う。

<大森職務代理>

柔軟性があつた方が良くかもしれない。

<平野町長>

付属機関の運用は市町村の独自性があつて良いと考える。

<平野町長>

今言つた事を整理していただき、付属機関だけの設置でよければ要綱を視野に入れ、基本的な事項は町独自性を打ち出し、条例化した方が良くすれば、条例もいいし、教育委員会議で詰めていただきたい。

<平野町長>

次に、その他何かございますか。

<小高教育長>

私の考えを少し話させていただきます。

学校は地域の風土とか人情、文化に寄与してきました。統合で身近な学校がなくなつてしまふ状況の中、喪失感、さみしさを私どもは考えていく必要があります。

新しい校舎が建築されますが、小中一貫校のメリットや特色ある教育の具体化をどう図っていくかと期待にどう応えていくかが課題になると思います。

新小学校は誕生しますが、長い間培われた伝統ある文化や風土は、今一度自分たちの住んでいる郷土をじっくりと捉えさせる教育の必要性を改めて感じています。テーマは郷土が誇り、生きる力を育むことです。

求める子供像は、子供達に今以上に町のことを知っていただきたい。町が大好きですという子供を育てていきたい。また、学力をきちんと付けさせてやることを確実に向上していく必要があります。

教育行政を進めるにあたり、まず子供の安心安全の観点より学校建築をちゃんと見ていきたいと思ひます。それと将来、小中は一つずつになつてしまひますが、教育委員会との関係をどう考えて行ってリーダーシップ等をどう絡めていくかを考えています。学習指導に力のあるスタッフを育てるといふことも大事な役目だと考えています。たくさんの課題があり、力不足ではありますが、力を注いでいきますので、ご意見をいただければ幸いです。

<平野町長>

今、小高教育長から教育の思ひを述べられました、教育委員さんからも何かあればお願いしたい。

<大森職務代理>

教育長の熱い思ひを受け止め、私達も頑張つていきたいと思ひます。

<平野町長>

教育方針、教育内容は教育委員会の方にお任せするという基本的な考え方です。あと教育委員会がスムーズな教育ができるような予算配分、施設整備について連携して対処していきたいと考えます。

新教育委員会制度がスタートしても基本的な路線を変える必要はないと思っていますし、また新制度の中で役割分担とか明確になっているので、それをしっかりやっていきたいと思っています。

<浅生主幹>

次回の総合教育会議につきましては、来年4月以降となりますので、日程は近くなりましたらお知らせいたします。

<平野町長>

他にございますか。なければ議事を終了いたします。

<浅生主幹>

進行ありがとうございました。では、以上で第2回総合教育会議を終わりにします。御協力ありがとうございました。